

PTA活動のてびき

1. 組織としくみ	1ページ
2. (運営委員会など)話し合いの主な流れ・総会 ...	2ページ
3. 本部役員・会計監査について	3ページ
4. 委員会活動について	5ページ
5. 各委員会、同好会について	6ページ
6. 来校時の注意事項	11ページ
7. PTA保険について	12ページ
8. 個人情報の取り扱いについて	13ページ
9. 外部関連団体について	13ページ

小平第十小学校PTA
令和8年2月

在校期間は保存

—— はじめに ——

私たちの小平十小PTAは、1965年4月に小平市立小平第四小学校分校が独立して、小平市立小平第十小学校になるのと同時に発足しました。

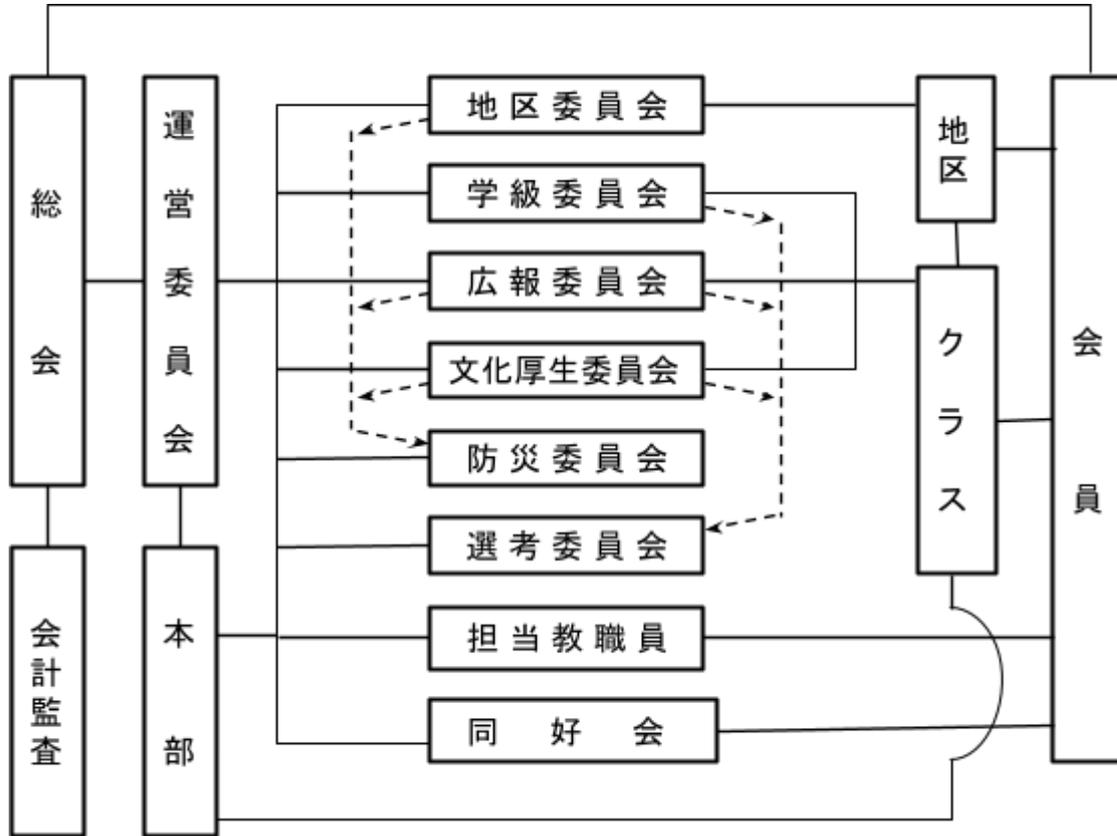
未来を担う子どもたちを健全に育成していくためには、子どもたちを取り巻く教育環境・生活環境等をより良いものにしていかなくてはなりません。その為には、保護者(Parents or Guardians)と先生(Teachers)とが互いに理解して協力し合い、家庭と学校、そして社会が一つになって子どもたちの幸せのために行動する組織が必要となります。そのための会(Association)が「PTA」です。

小平十小PTAでは、会の基本姿勢である規約を基に、それぞれの組織で話し合いを進めて活動しています。保護者(P)と先生(T)が協力し合い、子どもたちの成長を願って活動し、同時に大人たち自身も育っていく・・・、それがPTA活動ではないでしょうか。

特別に難しい事をする訳ではありません。小平十小PTAでは、レクリエーションや文化的活動も行いますが、これも日頃感じている事を共に考えていけるような信頼関係を築き上げるために欠かせないものです。こうした機会を利用して、自分の考えを聞いてみましょう。そうしたささやかな行為の積み重ねがPTA活動の基盤となっていくのではないのでしょうか。

あなたも小平十小PTAの仲間として、一緒に考え、一緒に楽しんでみませんか？ いつでも、どんなささいな事でも結構です。あなたのご協力を歓迎します。

【十小PTAのしくみ】



【組織と活動】

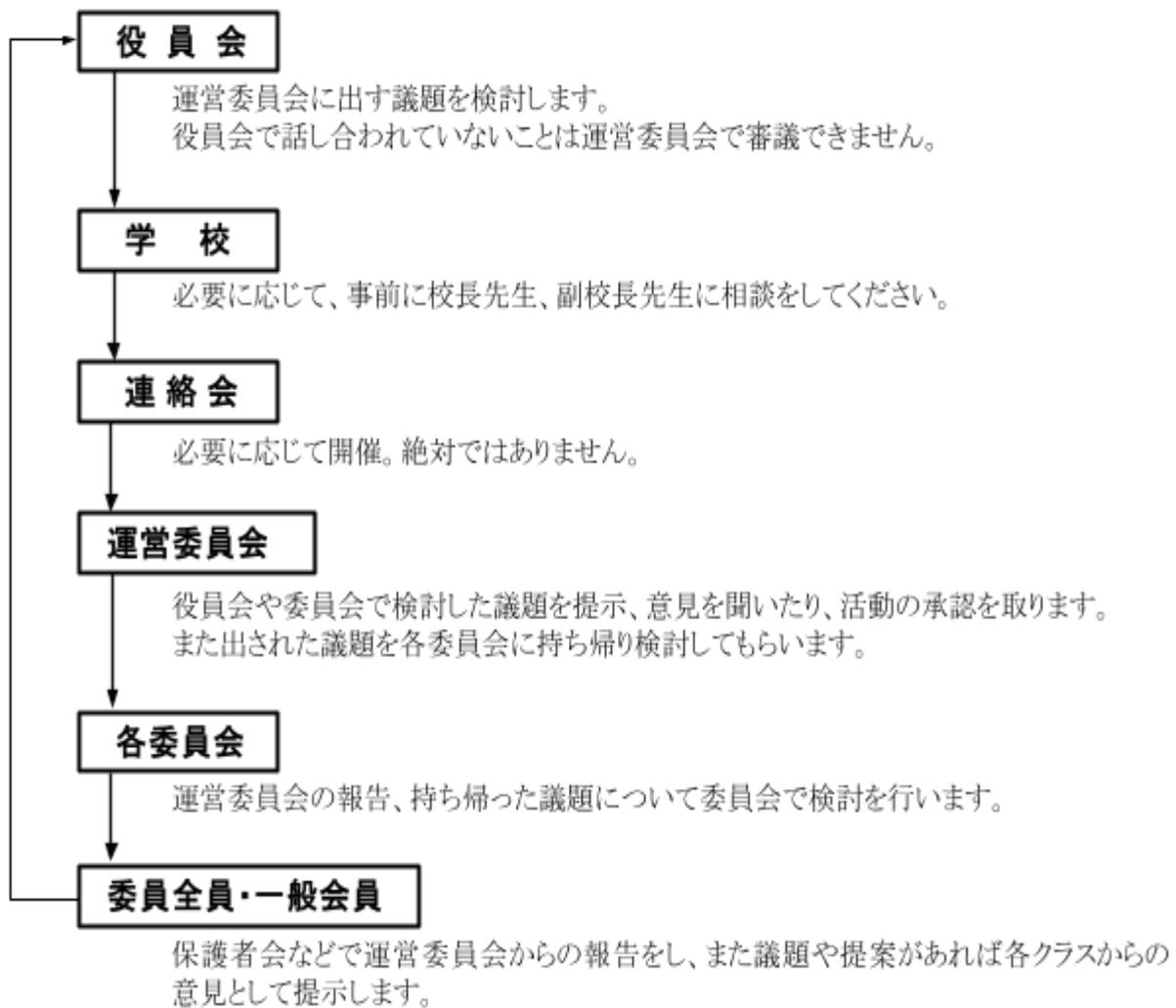
小平十小でPTA活動はどのように行われているのでしょうか？ 上の組織図から、会員はこどもの「クラス」と、住所による「地区」という2つの基本的なグループに属している事がわかります。これらを代表する「学級委員会」や「地区委員会」に加えて、小平十小PTAには「広報」と「文化厚生」の2つの専門委員会があります。この4つの委員会の活動が有機的に機能しあってPTA活動を形成しています。会員が多面的に小平十小地域を考える事により児童の育成環境を改善します。

親睦だけにとどまらず、各家庭や地区において実践している活動についての情報を交換する等、お互いに学び合う姿勢を大切にしましょう。時には何らかの問題が発生するかもしれません。こうした時こそ建設的な対応が迅速にできるように、日頃から保護者同士はもちろん保護者と先生のコミュニケーションを図ることが大切です。PTA活動を生き生きとしたものにするためには、会員一人ひとりの積極的な参加が不可欠です。

◇(運営委員会など)話し合いの主な流れ◇

総 会

十小PTAの最高議決機関で、全会員で構成されています。
年度初めに開催される定期総会と、臨時総会があります。
定期総会は、前年度の活動や決算に関わる審議や、当年度の予算についての審議などを行います。
一年間の活動内容は定期総会での審議が元となるので、とても大切な機関と言えます。各会員の意見を発言できる場もありますので、必ず出席してください。



PTA本部

PTA活動全般のかじ取り及び推進役を務めるところです。
役員の仕事はすべて子どもたちに還っていくものです。
「子どもたちのため」に何ができるのかを考え、分担し合って活動して行く場です。

本部役員

会長1名(P1名)、副会長3名(P3名)、
書記4名(P3名、T1名)、会計3名(P2名、T1名)です。

互選会にて内定し、総会で承認され決定します。

PTA活動とは？

- PTA組織の運営
- 外部関連団体(小P連、青少対など)の行事への参加・協力
- 地域との連携
- 学校行事(運動会、学校公開受付・見回りなど)のお手伝い
- 子どもたちの安全への対応

PTA活動を行っていく為に、本部は次の4つの会を開催します。

- 総会
PTAの最高議決機関。年に一度、4月頃に開催。会員全員が参加する。前年度の会計報告、各委員会の活動報告、本年度の本部役員承認、予算案承認、その他議案等についての話し合いを行う。
- 運営委員会
総会に次ぐ議決機関。出席対象者は、学校長、副校長先生、本部役員、学級委員会委員長・副委員長、各学級委員、広報委員会委員長・副委員長、文化厚生委員会委員長・副委員長、地区委員会委員長・副委員長。その他必要に応じて、同好会の代表者。年5回ほど実施。PTA活動の企画運営にあたる。運営委員会報告書や各委員会、保護者会などにて一般の会員・先生方に、経過報告・意見の聞き取りなどを行って、協議・決定していく。
- 役員会
本部役員がPTAの活動のために行う打ち合わせ。出席対象者は本部役員。頻度は必要に応じて開催。その都度、必要な議題を相談・提案する。
- 連絡会
本部役員と各委員会委員長・副委員長、同好会代表者がPTAの活動のために行う打ち合わせ。出席対象者は本部役員と各委員会委員長・副委員長、同好会代表者。頻度は必要に応じて開催。

会計監査委員

- 年2回監査を行います。
- 前年度の会計役員が会計監査委員の候補者となります。(但し会員からの立候補を妨げるものではありません。)

小P連事務局担当校委員

- 小P連事務局担当校委員 3名
 - 各集会の会場準備の補助(事務局員と共に会場設置、マイク準備、受付)
 - 各集会の議事録作成の補助(録音、文字起こし)
 - 次年度の会計監査
- ※担当校は小P連加盟校による輪番制(令和7年度十小担当)

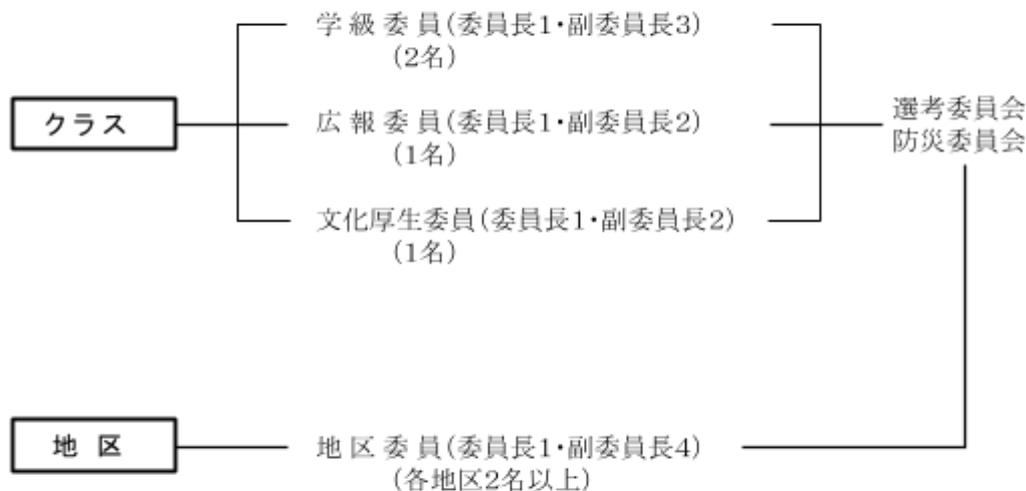
* * * 委員会活動について * * *

小平十小PTAの委員会には、学級委員会・地区委員会に加え、広報・文化厚生専門委員会のほか、選考委員会及び防災委員会があります。

学級・広報・文化厚生委員会の委員長・副委員長は、臨時定例会にて選出します。委員長・副委員長は、年5回ほど行われる運営委員会に出席したり、定例会の進行など、委員会の中心となって活動します。

活動内容は、各委員会によって異なります。

◇各委員会の構成メンバー



◇選出方法

クラスの委員……………4月の保護者会で4名選出。

地区委員……………各地区から2～6名選出。方法は各地区で異なる。

学級・広報・文化厚生の委員長・副委員長……………臨時定例会で選出。

選考委員会……………学級・広報・文化厚生の委員長・副委員長で構成。
(学級委員長1・副委員長3、広報委員長1・副委員長1、
文化厚生委員長1・副委員長1)

防災委員会……………広報・文化厚生・地区の副委員長で構成。
(広報副委員長1、文化厚生副委員長1・地区副委員長1)

地区の委員長・副委員長……………新地区準備委員会で選出。

* 任期途中で委員長・副委員長をやむを得ず退任した場合

・PTA会長に報告し、その委員会の中で後任者をたてるか協議した後、選出する。

・後任者は、運営委員会で承認する。

*****各委員会、同好会について*****

《学級委員会》

クラス2名で構成され、保護者や先生からの意見などの取りまとめや、PTA本部とのパイプ役になります。年5回ほど開かれる運営委員会には、第一回、二学期の始めの回、最終回について、できるだけ出席をお願いしています。もちろん、それ以外の回への出席も大歓迎です。皆さんの無理のない範囲でお願いします。

定例会

年5～6回開かれます。活動の予定や報告を行い、議題があれば話し合い、運営委員会に提案します。

読み聞かせ

担任の先生と相談の上、指定された時間、場所にて行います。有志の方において1回15分程度、2～3冊の本を読んでいます。

学級活動費の検討

学級活動費の活用検討や、卒業生祝品の選定・準備。

PTA本部役員、クラス委員選出作業

選出作業に伴う、集計作業や名簿作成を行います。

その他

次年度の本部役員候補者をクラスから選出及び、クラスの委員(学級・文化厚生・広報)を選出する際、文化厚生委員・広報委員と共に司会・進行を行います。小P連主催の交流会、講演会に参加することもあります。委員長・副委員長は選考委員を兼任します。

《文化厚生委員会》

定例会

年に8～10回程度開催しています。定例会では、下記の内容について話し合い、それに伴う作業をしています。

ベルマーク活動(ベルマーク、テトラパック、カートリッジ)

集まったベルマークの点数が何点あるのかを確認するのが主な仕事です。点数が集まりやすくするための工夫や、効率の良い仕分け方法・集計作業方法について話し合い、実行しています。また、ベルマークの使い道を学校と相談します。

給食

こどもの食生活について考え、理解を深める。栄養士の先生と相談しながら、給食試食会のお手伝いをしています。(資料の製本や配膳の手伝い)

花壇

学校と話し合い、花壇の整備をします。(水やりや草むしり、追肥など)

保健

こどもの健康に関してなにかできることがないか考え、なにかあれば企画・実施する。

展覧会

PTAとして展覧会に参加します。展覧会に出品する品物の製作や作品を出品してくれる方を募って、作品の管理などもします。また、展覧会会場の準備や後片付けを行います。

文化厚生ニュース

年に1～3回程度、活動内容についてのお知らせを製作・発行しています。

その他

次年度の本部役員候補者をクラスから選出及び、クラスの委員(学級・文化厚生・広報)を選出する際、学級委員・広報委員と共に司会・進行を行います。

小P連や他校との交流会や講演会に参加します。毎回、運営委員会に委員長・副委員長が出席しています。

委員長・副委員長(1名)が選考委員を兼任し、副委員長(1名)が防災委員を兼任しています。

《広報委員会》

PTA会員の皆様に学校での子どもたちの様子やPTA活動を紹介し、地域へ情報発信して、地域と学校を結ぶ掛け橋となるのが主な役割です。

広報委員会では、主に媒体として広報誌「すぎな」を年数回発行しています。

年間発行回数や発行形態などは話し合いで決めていきます。

定例会

定例会は年7～8回程度で、運営委員会の報告や「すぎな」の発行に向けての話し合いなどを行います。ほかに「すぎな」の作成作業日があります。

広報誌「すぎな」

広報誌に載せるテーマは委員全員で決め、取材・写真・原稿依頼・構成は分担して、発行しています。毎回、子どもたちやPTA会員の皆様に楽しく分かりやすくご覧いただける様に、工夫しています。

*** 個人情報の取り扱いには十分な注意が必要です！**

小P連部門別交流会・講演会

委員長、副委員長が年数回出席して、他校と広報誌の情報交換をしています。また、小P連主催の講演会に出席します。

その他

委員長、副委員長が、毎回運営委員会に出席して「すぎな」の内容や委員会の活動経過を、報告しています。

次年度の本部役員候補者をクラスから選出及び、クラスの委員(学級・文化厚生・広報)を選出する際、学級委員・文化厚生委員と共に司会・進行を行います。

委員長・副委員長(1名)が選考委員を兼任し、副委員長(1名)が防災委員を兼任しています。

《選考委員会》

次年度本部役員候補を決定する、互選会の運営を行います。

クラス委員を決定する保護者会の運営を行います。

小P連部門別交流会に出席し、他校との情報交換をします。

* 構成メンバー・・・各委員会の委員長・副委員長

学級委員会副委員長のうち、選考委員長1名(専任)、選考副委員長1名(専任)が選出される

選考委員会の仕事の流れ

1. 定例会の開催(年6回程度)
2. 本年度の選出方法の話し合い
3. 互選会の企画・日程調整
4. 委員選出の企画、臨時定例会の開催
5. リサーチ用紙の印刷、発行、回収、集計
6. 互選会、委員(学級・文化厚生・広報)選出のための合同説明会の準備、開催
7. クラスの委員(学級・文化厚生・広報)4名の進行により、次年度の本部役員候補者(互選会)及びクラスの委員(学級・文化厚生・広報)を選出
8. 互選会の開催、報告、発行

《防災委員会》

十小校区防災連絡会とのパイプ役として、児童及び会員の防災意識の向上のために活動します。

* 構成メンバー・・・広報・文化厚生・地区委員会副委員長

【令和5年度より防災委員会担当となり、各委員会の活動は必要な時のみ補佐をする】

1. 十小校区防災連絡会のメンバーとして会合に出席(平日夕方)
 - ・十小校区防災連絡会の内容を「運営委員会だより」などで会員の皆さまに周知する
 - ・十小校区防災連絡会の運営組織に加入し、一年を通して初動要員として登録される
 - ・発災に備えて「十小避難所管理運営マニュアル」の内容を把握・理解しておく
 - ・学校行事「防災を考える日」に併せて、避難所設営訓練・避難所の片付けを実施
2. 児童及び会員の防災意識向上のための諸活動
 - ・防災委員会活動費の用途を考える
 - ・防災に関する内容のお便りを作成・配布

《地区委員会》

I. 地区委員会の活動

全世帯が12の地区のいずれかに所属し、各地区2名以上の地区委員で構成され、子どもたちが安心・安全に通学ができ、地域との交流を深めるようにお手伝いをしています。

1. 交通安全と防犯のために・・・
 - * 地区名簿を作成し管理します。
 - * 交通当番表(ウマ出し)を作成し管理します。また、ウマのメンテナンスを行います。
 - * ウマが出せない土日の登校日に旗振りを行います。
 - * 一斉下校時のお手伝いをします。
 - * 交通・防犯危険箇所などの改善点があれば、学校を通じて市などに要望を出します。
 - * こども110番のいえ、防犯ポスター掲示のお願いと配布のため、個人宅・事業所へ訪問します。
 - * 安全マップを見直し、作成します。
 - * 積雪時、雪かき等行い子どもたちが安全に登下校できるようにします
2. 地域との交流のために・・・
 - * 青少対の行事に参加し、受付などのお手伝いをします。
 - * 小P連部門別交流会など、他校との話し合いに参加します。

II. 地区委員の選出

1. 各地区の世帯数により異なりますが、1世帯につき1回以上は地区委員を経験していただくようお願いしています。(クラス委員としてのカウントには入れません。)
2. 各地区から2～6名ずつ選出されます。選出方法は各地区で多少異なります。
3. 委員長・副委員長を除き、クラスの委員との兼任も可能となっています。副委員長(1名)が防災委員を兼任しています。

III. 委員会の役割

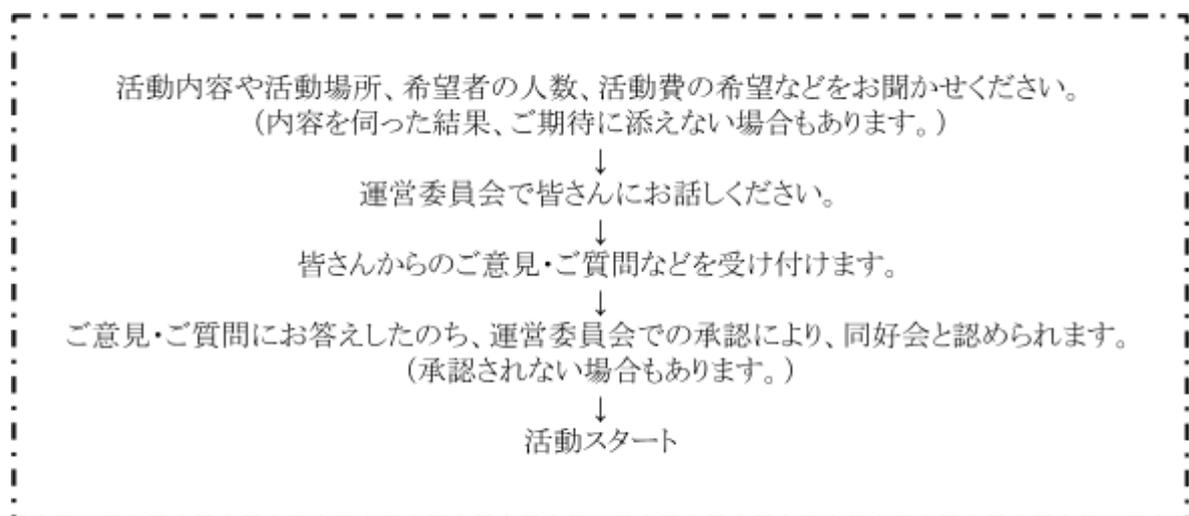
1. 地区委員会定例会の開催(概ね年6～7回)
2. 運動会のお手伝い・パトロール

3. 青少対行事の参加協力
4. 各会議へ出席(運営委員会、青少対委員会)
5. 小P連部門別交流会・講演会へ参加

《同好会》

同好会は、会員相互の親睦を深めることを目的とし、PTA活動の一環として運営されています。
年間を通して定期的な活動ができることと、5～6名以上の活動維持者がいる同好会は、運営委員会での承認により、PTA同好会と認められます。

新しく同好会を立ち上げたい方は、まずはお気軽に本部までお問い合わせください。



- ★運営委員会に出席していない皆さんにも内容をよく知っていただき、スムーズに立ち上げができるよう、スケジュールは余裕を持ってお考えください。
目安として、運営委員会で皆さんにお話してから承認を得るまでには、運営委員会2～3回分程の期間が必要です。
- ★同好会活動費を費目として計上するためには、総会での承認が必要です。詳しくは本部とご相談ください。
- ★同好会として正式に承認されるまでは、ご意見・ご質問は本部が窓口となって対応します。
- ★運営委員会での告知の内容や、お手紙作成の仕方など、不安なことや分からないことがありましたら、本部までお気軽にお問い合わせください。
同好会が立ち上がるまでの手続きに関することは、本部が全面的にお手伝いいたします。
- ★同好会の休会、解散については、本部までお問い合わせください。
- ★PTA会員でなくなった後も、同好会会員として参加することが可能です。

<卓球同好会>

現在休会中です。活動の再開を希望する方はお気軽に本部までお問い合わせください。

<コーラス同好会>

現在休会中です。活動の再開を希望する方はお気軽に本部までお問い合わせください。

<バレーボール同好会>

現在休会中です。活動の再開を希望する方はお気軽に本部までお問い合わせください。

*** 来校時の注意事項 ***

- ・来校の際は青いヒモの来校者証を持参し、事務室横の玄関から入り、受付名簿に記入してください。(忘れた場合は事務所にて赤いヒモの「臨時来校者証」を借りる。)
- ・室内履きは持参してください。学校のスリッパをお借りしたら、事務室前のスリッパ入れまで戻してください。
- ・授業の妨げになるので、私語は慎み、携帯電話は 電源を切る か マナーモード にしてください。
- ・西門から入り、自転車は、体育館裏に駐輪してください。

*** PTA室使用時の注意 ***

- (1) 使用時は、職員室から鍵(副校長先生の横の壁に常備)をお借りする。鍵を借りたら鍵と入れ替えに黄色の「PTA」プレート鍵フックにかける。
※名前・所属・用件等を言って鍵を借りる許可をいただきます。
- (2) 使用中は、鍵をPTA室入口ドアフックに掛ける。酒・たばこは禁止。
- (3) 使用後は、責任を持って清掃し、ゴミは学校のゴミ捨て場(守衛室の後ろにある)に廃棄する。
- (4) 最後に退出する人は、エアコン、電気、戸締りを確認し職員室に鍵を返却する。

- * 土曜・休日の活動に関しては、記入前に必ず副校長先生に確認してください。
- * 長期休み中のPTA室使用についても、普段の平日や土曜・休日の取り扱いと同様です。
- * 長期休み中の学校閉庁日については、曜日に関わらず土曜・休日の取り扱いと同様になりますので、事前に副校長先生への確認をお願いします。
- * 薬箱を持ち出す際は、本部の許可をとってください。(体育館での親睦会等)

PTA保険について

小平十小PTAでは、会員の皆様に安心してPTA活動に参加していただけるよう、PTA保険に加入しています。以下の注意事項を確認の上、安全なPTA活動を心掛けましょう。

<保険対象者>

- ・PTA会員 及び 在籍児童
- ・PTA会員の同居の親族
- ・PTAの行事への参加が事前にPTAに認められている者

<保険適用となる活動内容>

- ・「PTA活動のてびき」に記載されている活動
- ・総会または運営委員会で承認を得た活動
- ・本部が主催または実施する活動(運営委員会への出席、運動会のお手伝い等)のうち、いずれかにあてはまるものを、保険の適用範囲とみなします。

※【注意】食べ物を扱う行事は、保険対象になりません

<保険内容>

PTAでは下記①②の保険に加入しています。補償金はお見舞い程度です。

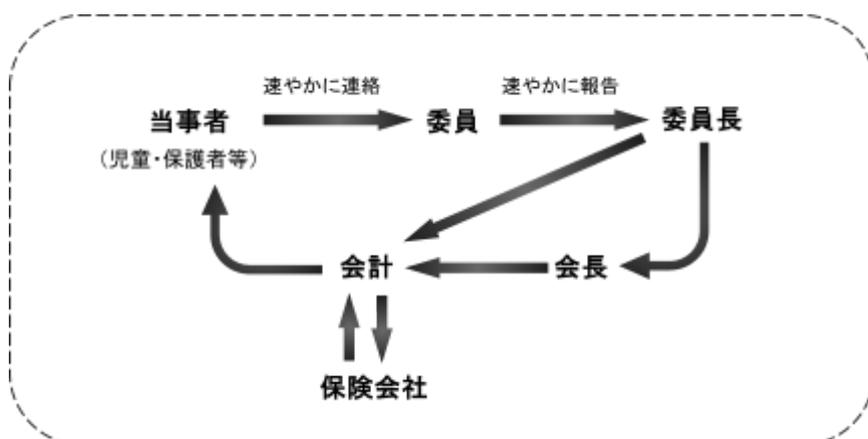
①PTA団体傷害保険

PTAの管理下において、PTA行事に参加している間に被保険者が傷害を被った場合の補償。

②PTA賠償責任保険

PTAが行うPTA活動中の事故で、他人を死傷させたり、または第3者から借用した財物を損壊し、法律上の賠償責任を負担することになった場合の補償。

<報告の手順>



- ・当事者から保険会社へ直接連絡を取らないでください。
- ・保険適用かどうかは、契約によります。
- ・不明な点・ご質問がありましたら、本部会計までお問い合わせください。

***** 個人情報の取り扱いについて *****

皆さんに配布するお手紙等に、個人情報(担当者の名前、電話番号、メールアドレス等)が記載されている場合があります。取り扱いには充分ご注意ください。また、破棄の際はシュレッダーを使用するか、該当部分をペンで塗りつぶすようお願いいたします。PTA室にはシュレッダーがありますのでご活用ください。

安心してPTA活動を行えるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

***** 外部関連団体について *****

《小平市立小学校PTA連合会（小P連）》

- ◎小平市内の公立小学校のPTAにより組織されています。
小平市内の半数以上のPTAが加盟しています。
- ◎子どもたちの教育に役立つ、共通の課題を取り上げて話し合ったり、情報交換を密にしながら、それぞれのPTAがお互いにつながりを持って、小平市全体の教育環境について考えていこうという目的を持っています。
- ◎令和5年度より、小P連は事務局化されました。加盟校の中から順番に小P連事務局担当校が回ってきます。
- ◎事務局と、学級・選考・会計・地区の各委員・役員が、部門別に交流会を開き、他校との情報交換を行います。
- ◎親睦を図るために、毎年各PTA対抗の球技大会(卓球・バレーボール)を催しています。
- ◎キックオフ会(例年5月上旬)、ハーフタイム会(例年9月上旬)、「小P連講演会」(例年12月頃)を開催しています。

《青少年対策十小地区委員会（十小青少対）》

- ◎小平市内のそれぞれの公立小学校通学区に地区委員会があり、青少年の健全育成を目的として活動しています。
- ◎この会は、児童の保護者ばかりでなく、老若男女を問わず地域に住むさまざまな立場の人々によって、自主的に運営されています。
- ◎PTA会長・副会長・地区委員会の委員長・副委員長は、青少対委員として活動します(任期は2年間)。
- ◎例年、次のような活動を行っています。
 - ・「スクールデイキャンプ」
肝試し、キャンプファイヤーなど

- ・「灯りまつり」の灯ろう作り
- ・「クリーン作戦」
校区内のごみ拾いや、ごみの分別を学びます。
- ・「青少対まつり」
お楽しみゲームなど
- ・「もちつき・まゆ玉作り」
もちつきや、養蚕が盛んだった頃から伝わる年中行事のまゆ玉作り
- ・「学校で遊ぼう」
週末のこどもたちの居場所づくり、原則的に毎月第4土曜午前中に開催（学校行事等で、違う週での実施となる場合もあります。）
自由遊び、工作、読み聞かせ、昔遊びほか

⇒ 5月開催の「十小青少対総会」の後に、広報誌「青少対だより」を発行します。

- *是非、お子さんと一緒に参加してみてください。
そして、地域の中で大人同士が知り合い、良い関係を深めていながら、こどもたちの健全育成について考えていきましょう。